

台風21号による被災パイプハウスの復旧補助事業の必要額の経過について

- 11月30日 被害農業者の申請受付締切
- 12月 内容について審査
補助金額の計算
必要に応じて、書類修正・追加書類等のやりとり
- 1月 被害金額が、台風直後に見積った額より大きく増加したため補正予算を計上することとする
- 21日 財政課への3月補正要求のため、資料作成
※ この時点での見込み→125棟相当分
- 2月 事務を進めていく中で、これまでの間、急ぎよの追加申請や、既申請者の取り下げあり
→申請件数の増加・件数はあるものの、全体として、1月の要求額の範囲内で執行できることが見込まれることから、要求額は維持
- 13日 京都府への、計画承認申請締め切り
→（確定）60人、128棟
- 

産業建設常任委員会委員長報告

(平成31年3月11日)

産業建設常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要とその結果を報告いたします。

まず、**第60号議案、平成30年度亀岡市一般会計補正予算**の本委員会所管分ではありますが、その主な内容は、各費目における事業費の精算見込みに伴う補正計上のほか、

- ・ **農林水産業費**においては、昨年の台風により被害を受けたパイプハウス等の復旧や撤去に伴う経費を支援する経費の増額補正。
- ・ **土木費**においては、国の補正予算に基づく 組合等 区画整理補助事業費の増額補正 及び ふるさと力向上寄附金を緑化基金に積み立てる経費の増額補正。
- ・ **災害復旧費**においては、昨年の7月豪雨などで被害を受けた田畑 及び 水路等の復旧事業について、国の災害査定を経て 事業化する経費の増額補正。

・また、コミュニティバス運行業務委託に係る

債務負担行為の設定であります。

なお、関係機関との協議・調整の進捗状況や、資材の調達等に時間を要したことなどから、一部事業費において繰越明許費が設定されていますが、特に災害の復旧に関連する事業については、市民生活への影響も大きいことから、すみやかな事業執行を望むものです。

本予算については、別段異論なく、採決の結果は全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、

第 63 号議案、平成 30 年度 亀岡市 地域下水道事業 特別会計補正予算は、事業費精算見込みに基づく所要の補正が主な内容であり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、

第 66 号議案、平成 30 年度 亀岡市 土地取得事業特別会計

補正予算は、京都・亀岡保津川公園用地に係る長期債償還金の減額補正を行うものであり、別段異論なく、採決の結果は全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、

第 67 号議案、平成 30 年度亀岡市水道事業会計補正予算、

第 68 号議案、平成 30 年度亀岡市下水道事業会計補正予算

の 2 議案は、いずれも事業費精算見込みに基づく所要の補正が主な内容であり、2 議案とも別段異論なく、採決の結果はそれぞれ、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

以上、簡単ではありますが、本委員会の報告といたします。